

# 仕事と税金

## 個人の県民税・個人の市町村民税

この税は、行政に必要な経費を広く県民の皆さんに負担してもらうという意味で設けられたもので、前年中に一定の所得のあった県民の方に課税されます。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて一般に個人住民税といい、これらの実際の賦課徴収は各市町村で行います。

### ◆納める人

毎年1月1日現在で

○県内に住所がある個人……均等割と所得割

○県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人……均等割のみ

※ 均等割とは、所得の多少に関わらず1人1人が同じ額を納めるものです。

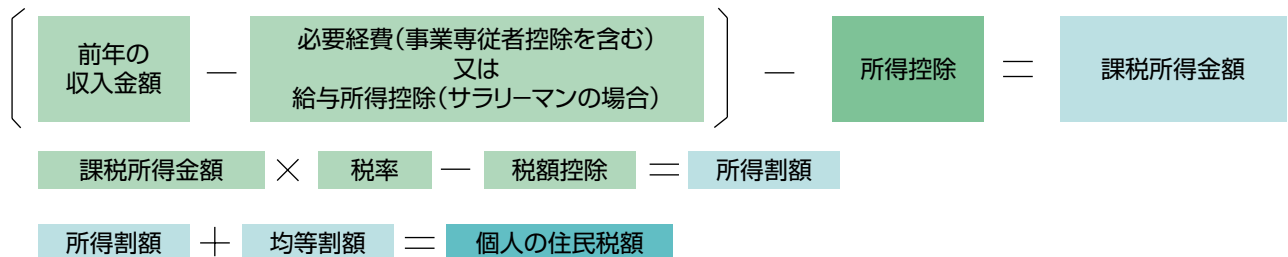
※ 所得割とは、前年中の所得の額に応じて納めるものです。

### ◆納める額

均等割……県民税1,500円（森林環境税500円が含まれます。）、市町村民税3,000円

所得割……所得に関係なく一律10%（県民税4%、市町村民税6%）

○所得割の計算方法



(注) 土地建物等の譲渡所得、山林所得、退職所得等は、別の方法で計算されます。

○各種控除

#### 1. 給与所得控除と事業専従者控除

前年の所得金額を計算する際に、収入金額から控除されます。

(1) 給与所得者……給与収入の額に応じて、給与所得控除の額が決められています。  
(詳しくは、表1に記載してあります。)

(2) 事業所得者……事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。(これを事業専従者控除といいます。)

●青色申告…青色事業専従者に支払われた適正な給与額

●白色申告…事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額

①50万円（ただし、配偶者である事業専従者については86万円）

②事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)

#### 2. 所得控除

基礎控除、配偶者控除などの表3に記載されたものをいいます。それぞれ一定の要件を満たしている場合は、課税所得金額を計算する際に、それぞれの控除が受けられます。

(表1) 給与所得控除額速算表

給与収入の金額（年収）	控除額
162万5千円以下	65万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%
180万円超360万円以下	収入金額×30%＋18万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋54万円
660万円超1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円
1,000万円超	収入金額×5%＋170万円

※上の表は、平成22年1月～12月までの給与収入が対象となっています。

(表2) 公的年金等控除額の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	収入金額×25%＋37.5万円
	410万円超770万円以下	収入金額×15%＋78.5万円
	770万円超	収入金額×5%＋155.5万円
65歳以上の者	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	収入金額×25%＋37.5万円
	410万円超770万円以下	収入金額×15%＋78.5万円
	770万円超	収入金額×5%＋155.5万円

※年齢の判定は、その年の12月31日の年齢によります。

※厚生年金、国民年金などの公的年金等は雑所得に該当します。

(表3) 住民税と所得税の所得控除一覧表

項目	住民税	所得税
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10） ②（災害関連支出の金額）－50,000円	
医療費控除 （最高200万円）	医療費－保険等により補てんされた額－（総所得金額等×5%） 10万円超のときは10万円	
社会保険料控除	支払った金額	
小規模企業 共済等掛金控除	支払った金額	
生命保険料控除	①一般の生命保険料…最高 35,000円 ②個人年金保険料…最高 35,000円	①最高 50,000円 ②最高 50,000円
地震保険料控除	①地震保険料…最高25,000円 ②長期損害保険料…最高10,000円 （H18末までに締結したものに限り）	①最高 50,000円 } 最高 ②最高 15,000円 } 50,000円
寄附金控除	平成21年度から税額控除になりました。 〔総所得金額等×40%又は 特定寄附金の額のいずれ か少ない方〕－2千円	
障害者控除	26万円（特別障害者は30万円）	27万円（特別障害者は40万円）
寡婦（寡夫）控除	26万円（一定の要件に該当する場合は30万円）	27万円（一定の要件に該当する 場合は35万円）
勤労学生控除	26万円	27万円

項目		住民税	所得税
配偶者控除 … ①	一般	33万円	38万円
	特別障害者	56万円(同居)、33万円(非同居)	73万円(同居)、38万円(非同居)
	老人配偶者 (70歳以上)	38万円	48万円
	特別障害者	61万円(同居)、38万円(非同居)	83万円(同居)、48万円(非同居)
配偶者特別控除	①以外の配偶者	最高 33万円	最高 38万円
扶養控除	一般	33万円	38万円
	特別障害者	56万円(同居)、33万円(非同居)	73万円(同居)、38万円(非同居)
	特定扶養親族 (16~22歳)	45万円	63万円
	特別障害者	68万円(同居)、45万円(非同居)	98万円(同居)、63万円(非同居)
	老人扶養親族 (70歳以上)	38万円、45万円(同居老人親族等)	48万円、58万円(同居老人親族等)
	特別障害者	61万円(同居)、38万円(非同居)、 68万円(同居老人親族等)	83万円(同居)、48万円(非同居)、 93万円(同居老人親族等)
基礎控除		33万円	38万円

(注1) 平成23年度の住民税は22年中の所得にかかります。23年分の所得税は23年中の所得にかかります。

(注2) 特定の寡婦とは、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるものをいいます。

(表4) 所得割の税率(標準税率)

課税所得の区分	県民税	市町村民税
一律	4%	6%

(表5) 均等割の税率

県民税	市町村民税
年1,500円(注)	年3,000円

(注) 森林環境税500円が含まれます。

【参考】妻がパートタイムで働いた場合の住民税・所得税(妻に扶養親族がいない場合)

○平成23年度分の住民税(平成22年中のパート収入が対象)

パート収入	住民税		夫の所得から住民税の配偶者控除が認められるかどうか
	所得割	均等割	
93(96.5)万円以下	かからない	かからない	認められる
93(96.5)万円超 100万円以下		かかる	
100万円超 103万円以下	かかる		
103万円超			

(注) ( )内の数値が適用されるのは、奈良市、橿原市、生駒市です。

○平成23年分の所得税(平成23年中のパート収入が対象)

パート収入	所得税	夫の所得から所得税の配偶者控除が認められるかどうか
103万円以下の場合	かからない	認められる
103万円を超える場合	かかる	認められない

### 3. 税額控除

(1) 調整控除（平成19年度分から適用、税源移譲に伴う減額措置）

住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差があります。このため、同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。

#### 【計算方法】

(1) 課税所得金額が200万円以下の場合

$$\text{控除額} = \left( \begin{array}{l} \text{①か②のいずれか少ない額} \\ \text{①人的控除額の差の合計額} \\ \text{②課税所得金額} \end{array} \right) \times 5\% \text{ (県民税2\%、市町村民税3\%)}$$

(2) 課税所得金額が200万円を超える場合

$$\text{控除額} = \{ \text{人的控除額の差の合計額} - (\text{課税所得金額} - 200\text{万円}) \} \times 5\% \text{ (県民税2\%、市町村民税3\%)}$$

※ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円（県民税1,000円、市町村民税1,500円）となります。

#### ★住民税と所得税の人的控除額の差

所得控除		住民税	所得税	控除額の差
障害者控除	普通障害者	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	30万円	40万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	26万円	27万円	1万円
	特別寡婦	30万円	35万円	5万円
寡夫控除		26万円	27万円	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	33万円	38万円	5万円
	老人配偶者	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 40万円未満	33万円	38万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円超 45万円未満	33万円	36万円	3万円
扶養控除	一般扶養	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円
同居特別障害者加算		23万円	35万円	12万円
基礎控除		33万円	38万円	5万円

(2) 住宅ローン減税

①住宅ローン特別控除（平成22年度分から適用）

所得税における住宅ローン控除の拡充に伴い、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（最高97,500円）を限度に控除する制度が設けられています。

【対象者】所得税の住宅ローン控除の適用者

（平成21年から平成25年までの入居者）

【計算方法】

$$\text{住宅ローン特別控除額} = \left( \text{住宅ローン残高} \times \text{控除率} \right) - \left( \text{前年度所得税住宅ローン控除額} \right)$$

※控除率は、一般住宅の場合1.0%  
認定長期優良住宅の場合1.2%

【適用上限ローン残高】

ローン残高5,000万円

（居住開始年が平成21・22年の場合。平成23年以降は居住開始年によって適用上限額が異なります。）

【適用期間】最長10年間

【申告先】確定申告を行う場合・・・税務署に住宅借入金特別控除額の控除に関する事項を記載した確定申告書を提出してください。

（適用を受けようとする年度ごとに、3月15日までに申告してください。）

確定申告を行わない場合・・・市町村に申告書を提出していただく必要はありません。

②税源移譲に伴う住宅ローン特別控除（平成20年度分から適用）

税源移譲によって所得税額が減少することに伴い、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなる場合は、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今までの所得税額から控除されていた分については、平成20年度分以降の住民税の所得割額からも控除する調整措置が設けられています。

【対象者】所得税の住宅ローン控除の適用者

（平成11年から平成18年までの入居者）

【計算方法】①と同様

【申告先】①と同様

※ただし、退職所得・山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受けている方で申告の必要がある場合には、これまでと同様に市町村に申告を行っていただき、控除の適用を受けることができます。

(3) 寄付金控除

○地方公共団体（県・市町村）への寄付

①（寄付金額－5,000円）×10%

②（寄付金額－5,000円）×（90%－対象者の所得税の税率）

①＋②＝住民税所得割からの控除額

※②は住民税所得割の1割が限度

○住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字支社、都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等への寄付

$$\left\{ \left( \begin{array}{l} \text{次の①、②のうちいずれか少ない額} \\ \text{①寄付金額} \\ \text{②総所得金額の30\%} \end{array} \right) - 5,000\text{円} \right\} \times 10\% \text{（県民税4\%・市町村民税6\%）}$$

## ◆非課税

### 1. 均等割と所得割が非課税の人

- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

### 2. 均等割が非課税の人

- 前年中の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の人

### 3. 所得割が非課税の人

- 前年中の総所得金額等が、次の算式で計算した金額以下の人  
35万円 × (控除対象配偶者、扶養親族の数 + 1) + 32万円  
※控除対象配偶者、扶養親族がない場合は、35万円

## ◆申告と納税

個人の県民税・市町村民税の申告、納税などの事務は、あわせて市町村で行うことになっています。

### 1. 申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、1月1日現在の住所所在地の市町村長へ申告することになっています。

なお、給与所得のみの人や、所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありません。

(注) 給与所得のみの人で、雑損控除、医療費控除、純損失もしくは雑損失の繰越控除、寄付金税額控除等を受けようとするときは、3月15日までに申告書を提出してください。なお、所得税の確定申告書を提出した人は、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

### 2. 納税

- 給与所得者・・・通常6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月の給料から差し引いて納税することになっています。
- 65歳以上の公的年金等受給者・・・既に平成22年度に、年金からの引き落としにより納税をされていた方は、平成23年2月の税額と同額を平成23年4月・6月・8月に年金からの引き落としにより、10月・12月・平成24年2月に年税額の残りの1/3ずつを年金からの引き落としにより、納税することになっています。平成22年度に年金からの引き落としによる納税をされていなかった方は、平成23年6月・8月に年税額の1/4ずつを納付書により納付いただき、10月・12月・平成24年2月に年税額の1/6ずつを年金からの引き落としにより、納税することになっています。  
※介護保険料が年金から引き落とされていない方、引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは年金からの引き落とし対象となりません。  
※市町村によっては、年税額全てを従来どおりの納付書で納付いただく場合もあります。詳しくは、お住まいの市町村におたずねください。
- 上記以外の所得者・・・通常6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書により、納税することになっています。  
(市町村によって、納期限が異なることがあります。)

(注) 退職する人は、退職手当の支払い時に納税することになっています。

## ◆個人の住民税の計算例

奈良県内に住んでいる会社員Aさんの家族構成や収入状況は以下のとおりです。  
Aさんの平成23年度の個人の住民税額を計算してみましょう。

### <家族構成・収入状況>

Aさん（職業：会社員）	平成22年の給与収入	7,000,000円
	社会保険料の支払額	500,000円
	生命保険料の支払額	100,000円
	個人年金保険料の支払額	100,000円
妻	所得なし	
長男（18歳）	所得なし	
次男（11歳）	所得なし	

### <個人の住民税の計算>

#### 1. 所得割額の計算

$$\text{課税所得金額} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除} - \text{所得控除}$$

$$\text{収入金額} \quad 7,000,000\text{円}$$

$$\text{給与所得控除} \quad 7,000,000 \times 10\% + 1,200,000 = 1,900,000\text{円}$$

$$\text{所得控除} \quad 500,000 + 70,000 + 330,000 + 780,000 + 330,000 = 2,010,000\text{円}$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{社会保険料控除} \quad 500,000\text{円} \\ \text{生命保険料控除} \quad \text{一般}35,000\text{円} + \text{個人年金}35,000\text{円} = 70,000\text{円} \\ \text{配偶者控除} \quad 330,000\text{円} \\ \text{扶養控除} \quad \text{特定扶養}450,000\text{円} + \text{一般}330,000\text{円} = 780,000\text{円} \\ \text{基礎控除} \quad 330,000\text{円} \end{array} \right)$$

$$\text{課税所得金額} = 7,000,000 - 1,900,000 - 2,010,000 = 3,090,000\text{円}$$

$$\text{県民税所得割額} = \text{課税所得金額} \times 4\% - \text{調整控除}$$

$$\text{課税所得金額} \quad 3,090,000\text{円}$$

$$\text{調整控除額} (\text{※参照P.11}) \quad [330,000 - (3,090,000 - 2,000,000)] \times 2\% = -15,200 \leq 1,000\text{円}$$

$$\text{県民税所得割額} = 3,090,000 \times 4\% - 1,000 = 122,600\text{円}$$

$$\text{市町村民税所得割額} = \text{課税所得金額} \times 6\% - \text{調整控除}$$

$$\text{課税所得金額} \quad 3,090,000\text{円}$$

$$\text{調整控除額} (\text{※参照P.11}) \quad [330,000 - (3,090,000 - 2,000,000)] \times 3\% = -22,800 \leq 1,500\text{円}$$

$$\text{市町村民税所得割額} = 3,090,000 \times 6\% - 1,500 = 183,900\text{円}$$

#### 2. 均等割額

$$\text{県民税均等割額} \quad 1,500\text{円}$$

$$\text{市町村民税均等割額} \quad 3,000\text{円}$$

#### 3. 合計税額の計算

$$\text{合計税額} \quad \text{県民税} \quad 122,600 + 1,500 = 124,100\text{円}$$

$$\text{市町村民税} \quad 183,900 + 3,000 = 186,900\text{円}$$